

インドの金融政策について

大和証券投資信託委託株式会社

インド準備銀行は10月27日、金融政策決定会合を開催し、11月7日より法定流動性比率*を24%から25%へ引き上げることを決定しました。ただし、政策金利であるレポ金利、リバース・レポ金利、預金準備率はそれぞれ、4.75%、3.25%、5.00%に据え置かれました。

法定流動性比率は、2008年11月に25%から24%に引き下げられましたが、今回ほぼ1年ぶりの引き上げとなります。現在、商業銀行の平均法定流動性比率は約27.5%であるため、実質的な効果はないものの、市場に対する金融政策転換の兆しを示す狙いがあると考えられます。

一方で、①今年度(2009年4月～2010年3月)のGDP成長率予測を従来の6.0%に据え置いたこと、②2010年3月時点のインフレ予想(卸売物価指数)を7月の前年比5.0%から6.5%へ引き上げたこと、③商業不動産セクターへの貸出に対する不良債権引当率を0.4%から1.0%へ引き上げたこと、なども発表しました。

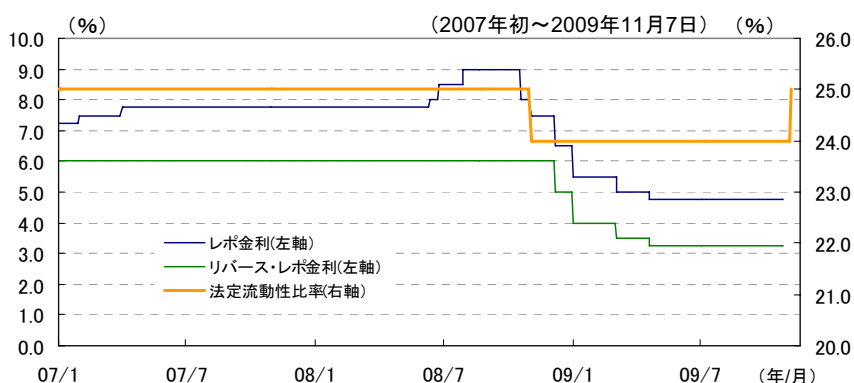
この決定などを受けて、SENSEX指数は前日比▲2.3%の下落となり、銀行や不動産株の下落率が大きくなりました。また、10年債の金利は前日から▲0.096%低下し、7.325%となりました。

今回の対応で、金融政策は平時の状態に移行することになります。今後は、景気回復のスピードとインフレの動向を睨みながらの対応になる見通しですが、インフレ圧力は供給側の要因が大きいこと、景気回復はまだ初期段階にあることを勘案すると、政策金利の引き上げなどには時間を要すると考えます。短期的には、3月以降の上昇に対する利益確定売りや原油価格の再上昇リスク、増資による株式市場の需給の悪化懸念、政策金利の引き上げ観測などが上値抑制要因となりますが、インド経済の回復を示す経済指標や企業業績見通しの上方修正などが出てくるにつれて、上値を追う展開になると考えます。

* 法定流動性比率とは、市中の銀行に預金額の一定割合を国債など流動性の高い証券で運用することを義務づける比率。

以上

インドの政策レートの推移



※法定流動性比率は11月7日まで、それ以外は10月27日まで記載。

(出所)ブルームバーグより大和投資信託作成

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。こうした銘柄については、外国証券内容説明書をご覧ください。

商号等 ： 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会